

労働者派遣契約書（案）

1. 件 名 研究支援に係る労働者派遣契約（環境試料の分析業務）
2. 業 務 内 容 別紙のとおり
3. 契 約 単 価 別紙のとおり
4. 履 行 期 間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
5. 履 行 場 所 福島県田村郡三春町深作10番2号
福島県環境創造センター研究棟
（福島国際研究教育機構 三春拠点）

上記の労働者派遣契約について、発注者と派遣業者は、次の契約条項により契約を締結する。この契約の締結を証するため本書2通作成し、双方記名押印の上各一通保有する。

令和8年 月 日

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6-1

発 注 者 福島国際研究教育機構
理事長 山崎 光悦

〇〇〇〇〇〇〇

派 遣 業 者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇

【労働者派遣事業許可番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】

労働者派遣契約条項

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び派遣業者（以下「乙」という。）は、頭書記載の労働者派遣契約に関し、本契約条項、別紙及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）その他関係法令に従い、これを履行しなければならない。

(契約の目的)

第2条 乙は、労働者派遣法に従い、別紙に定める就業期間中、その雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って業務に従事させ、甲は、これに対し乙に就業状況に応じた代金を支払うことを約するものである。

(契約保証金)

第3条 乙が甲に納める契約保証金については、これを納めさせないものとする。

(契約単価の内容)

第4条 契約単価は別紙のとおりとし、乙が本契約を履行するために必要な時間単価とする。なお、法定外時間単価は、労働基準法に定める1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超える場合に適用する。

(二重派遣の禁止)

第5条 甲及び乙は、二重派遣に該当するような行為を一切してはならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本契約によって知り得た甲の業務上の知識、秘密等を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、派遣労働者が、業務上及びその他の場合において知り得た甲の秘密を厳守する義務を負担しなければならない。
- 3 本契約が終了した後においても、乙は前項の義務を負担しなければならない。

(金銭、有価証券等の取扱い)

第7条 甲は乙の派遣労働者に金銭、有価証券その他貴重品の取扱いをさせない。ただし、業務上必要がある場合には、別途覚書を締結するものとし、覚書で定めた範囲でのみ取扱いをさせることができる。

(出張、車両の使用)

第8条 甲は、別途覚書を締結することにより、乙の派遣労働者に出張または車両使用をさせることができる。

(個人情報の取扱い)

第9条 乙は、派遣労働者を甲に派遣するに際しては、派遣労働者に対し、次の各号に掲げる事項の周知徹底を図るとともに、これを遵守させるものとする。

- 一 派遣労働者は、甲における業務上、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う際には、法令及び甲の個人情報保護規程を遵守するとともに、指揮命令者の指示に従い、適正にこれを取り扱うものとする。
- 二 派遣労働者は、業務上知り得た個人情報を、乙及び第三者に漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。
- 三 前号の規定については、本契約が終了し、又は本契約を解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(派遣労働者の選定及び交替等)

第10条 乙は、本契約締結後速やかに、甲の仕様を満たす派遣労働者を選定し、派遣労働者の氏名、性別を書面に記載し、甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行にあたり、派遣労働者に不都合が生じた場合には、その理由を示して他の派遣労働者との交替を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合には甲と協議し、合意を得たうえで速やかに対応しなければならない。

(指揮命令者)

第11条 派遣労働者に対し、指揮命令を行う者は、別紙のとおりとする。ただし、必要がある場合には、甲は、乙に対し事前に通知し、変更することができる。

(責任者及びその責務)

第12条 労働者派遣法に定める甲及び乙の責任者は別紙のとおりとする。

- 2 甲の責任者は、労働者派遣法第41条に掲げる事項を行うものとする。
- 3 乙の責任者は、労働者派遣法第36条に掲げる事項を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 派遣労働者から苦情の申し出を受ける甲及び乙の担当者は、別紙のとおりとする。

- 2 甲の担当者が苦情の申し出を受けたときは、ただちに甲の責任者へ連絡することとし、甲の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。
- 3 乙の担当者が苦情の申し出を受けたときは、ただちに乙の責任者へ連絡することとし、乙の責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果については必ず派遣労働者に通知することとする。
- 4 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(安全及び衛生)

第14条 甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された

各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

(適正な就業の確保)

- 第15条 乙は、派遣労働者に対し適切な労務管理を行い、派遣就業に支障を生じないよう、適切な措置を講じなければならない。
- 2 甲は、本契約に定める就業条件に反して、派遣労働者を就業させてはならない。
- 3 前2項のほか、甲及び乙は、労働者派遣法の定めるところにより、適正な就業の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(福利厚生等)

- 第16条 甲は、派遣労働者がその業務を円滑に行えるよう、別紙に定める甲の施設の利用等を認めるものとする。

(検査)

- 第17条 甲は、派遣労働者が指揮命令に従い、適正に就業されていることを検査しなければならない。
- 2 甲は、前項の検査の結果をもとに、通知書（労働者派遣法第42条に規定する派遣先管理台帳に相当するもの）を作成し、派遣労働者の就業状況を乙に通知しなければならない。

(代金額の支払い及び時期)

- 第18条 乙は、前条の通知書に基づき一箇月の就業状況に応じ代金額（当該月間に就業した時間数に契約単価を乗じて算出されるもの。以下同じ。）を計算し、当該通知書を添付のうえ、甲に対して甲が合理的に満足する内容及び形式の支払い請求書を発行することにより、代金額と消費税及び地方消費税の合計額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、甲が上記の支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日（翌月末日が銀行等の営業日でないときは、当該末日の翌営業日とする。）までに、代金額と消費税及び地方消費税の合計額を乙の指定する口座宛に振込送金の方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲は、乙の支払請求書を受理した後、その内容が不当であることを発見したときは、是正のためこれを返付することができる。

(契約の解除)

- 第19条 乙が天災地変、その他乙の責に帰し得ない事由により本契約の解除を申し出たときは、甲は本契約の全部又は一部を無償で解除することができる。
- 2 次の各号の一に該当するときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が本契約の条項又は労働者派遣法その他関係法令に重大な違反をしたとき。
 - 二 乙が本契約の全部又は一部について履行を終了する見込みがないと甲が合理的な根拠に基づき認めるとき。
 - 三 乙が本契約の履行に当たり、不正又は不当の行為があったとき。
 - 四 乙が正当な事由なくして解約を申し出たとき、又は甲が乙の解約理由を不相当としたとき。

五 乙が監督官庁より営業取消又は停止等の処分を受けたとき。

六 乙が破産、民事再生、会社更生その他これに準ずる手続の開始申立てを行い、又は開始申立てを受けたとき。

(派遣労働者の雇用の安定を確保するための措置)

第20条 甲は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、文書をもって30日以上前に乙に解除の通知を行うこととする。

2 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない事由により本契約の解除を行ったときは、本契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとする。

3 乙は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に本契約を解除したときは、本契約の解除に伴い乙に生じた損害である休業手当、解雇予告手当等の相当額を損害の賠償として請求できる。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、甲と乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

4 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(損害賠償)

第21条 甲は、第19条第2項各号に掲げる事由によって業務遂行上支障を生じた場合においては、損害賠償を請求することができる。ただし、損害賠償を請求できる期間は、第17条の定める検査を終了した日、若しくは契約解除の日から1年とする。

2 派遣労働者が、甲の業務の執行について、派遣労働者の責に帰すべき事由により業務の内外を問わず直接甲に損害を与えたときは、甲は乙に対し損害額を求償し若しくはその損害額の賠償を求めることができる。ただし、甲の指揮命令等、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合であって、労働者派遣事業を行うことができる者に譲渡し又は承継させるときは、この限りでない。

2 前項に反して、乙が本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は承継させた結果、甲に費用負担又は損害が生じた場合、乙は、甲に対して、合理的な弁護士費用を含む費用を支払い、損害を賠償する義務を負う。

(協議)

第23条 この契約について定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議して定めるものとする。

(紛争の処理)

第24条 この契約について紛争が生じ、円満に解決できない場合は、法令の定めるところにより処理するものとする。

(合意管轄)

第25条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じた場合には、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。

特記事項

① 契約の公表

乙は、本契約の名称、契約単価並びに乙の商号又は名称、法人番号及び所在地等が公表されることに同意するものとする。また、甲との契約において一定の関係を有する場合にあっては、加えて乙への再就職の状況や、取引の状況に関する情報が公表されることに同意するものとする。

② 談合等の不正行為による契約の解除

甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の一から三までのいずれかに該当することとなったとき
 - 一 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - 二 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項、第90条又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

③ 談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出

乙は、前項第(1)号の一から三までに該当することとなったとき、速やかに、次の一から三までの文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付を命じない旨の通知文書

④ 談合等の不正行為による損害の賠償

- (1) 乙が、本契約に関し、②項の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、本契約に基づく累計の代金額と消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (2) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- (3) 第(1)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- (4) 第(1)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- (5) 乙が、第(1)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合（1年を365日とする日割り計算）で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑤ 暴力団関与の属性要件に基づく契約解除

甲は、乙が次の各一から四までのいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 下請負契約等に関する契約解除

- (1) 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前項に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- (2) 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下

請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前号の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑦ 暴力団関与の属性要件及び下請負契約等に関する契約解除による損害の賠償

- (1) 甲は、⑤項又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- (2) 乙は、甲が⑤項又は前項第(2)号の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 乙が、本契約に関し、前号の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、本契約に基づく累計の代金額と消費税及び地方消費税の合計額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (4) 前号の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- (5) 第(2)号に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- (6) 第(3)号の規定は、甲に生じた実際の損害額が同号に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- (7) 乙が、第(3)号の違約金及び前号の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合（1年を365日とする日割り計算）で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

⑧ 不当介入に関する通報・報告

乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上

業務内容等

1. 派遣労働者の人数

3 人

2. 業務内容

仕様書に定めるとおり

3. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

職員の指示に従い業務を行う。権限等なし。

4. 契約単価

時 間 単 価 円-

法定外時間単価 円-

深夜勤務割増：25% 法定休日割増：35% 月60時間超割増：25%

*法定外時間は実働8時間を超えて就業した場合、労働基準法に規定された賃金の割増率を適用する。

*上記金額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

5. 派遣先事業所名及び配属先等

派遣先事業所名：福島国際研究教育機構 三春拠点

配 属 先：地域環境共創ユニット

配 属 先 の 長：ユニットリーダー ○○ ○○

6. 就〒963-7700

福島県田村郡三春町深作10番2号 福島県環境創造センター研究棟

福島国際研究教育機構 三春拠点

地域環境共創ユニット

電話：決定次第記載

7. 指揮命令者

福島国際研究教育機構 地域環境共創ユニット

ユニットサブリーダー ○○ ○○

住所：福島県田村郡三春町深作10番2号 福島県環境創造センター研究棟

電話：決定次第記載

8. 責任者

1) 甲の責任者

福島国際研究教育機構 運営管理部門

総務部 人事課 課長 ○○ ○○

所在地：福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6-1

電話：0240-41-9952

2) 乙の責任者

○○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

所在地：

電話：

9. 派遣労働者からの苦情の申出を受ける者

1) 甲の担当者

福島国際研究教育機構 運営管理部門

総務部 人事課 課長 ○○ ○○

所在地：福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6-1

電話：0240-41-9952

2) 乙の担当者

○○○○○○○○○○

○○○○ ○○ ○○

所在地：○○○○○○○○○○

電話：○○○○○○○○○○

10. 就業期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

11. 就業日等

就業曜日「月曜、火曜、水曜、木曜、金曜」

休日「土曜、日曜、祝祭日、年末年始、その他機構が指定する日」

その他、福島国際研究教育機構職員就業規則による。

12. 就業時間及び休憩時間

就業時間は、8時30分から17時15分、休憩時間は、12時00分から13時00分とし、休憩時間を除く1日あたりの勤務時間は7時間45分とする。ただし、始業又は終業時刻は、指揮命令者の指示により変更する場合がある。

13. 時間外労働及び休日労働

必要に応じ、「12. 就業時間及び休憩時間」に定める就業時間以外に就業を命じる場合がある。

14. 特殊勤務手当の取扱い

甲の都合により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20

条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域（以下「帰還困難区域」という。）で派遣労働者が業務をした場合は、甲は乙に対し次の各号に定める額を支払う。ただし、次号の作業のうち2以上の作業に従事させた場合において当該2以上の作業に係る手当の額が異なる時にあっては、当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）の額を上限とする。

(1) 帰還困難区域において行う作業（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内を除く。）

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 屋外において行うもの 6,600円（ただし、従事した時間が1日について4時間に満たない場合3,960円）

ロ 屋内において行うもの 1,330円

15. 待遇等に関する情報

1) 駐車場：施設あり

利用の機会を付与（全職員共通）

2) 食堂：施設なし

3) 休憩室：施設あり

利用の機会を付与（全職員共通）

4) 更衣室；施設あり

利用の機会を付与（全職員共通）

5) 教育訓練：制度あり

研究開発業務（その補助業務を含む）に従事する職員等に対して、業務開始前に安全衛生に関する教育を実施。（職員以外も対象）

16. 成果の取扱

派遣労働者が派遣就業中に得た特許等の成果については、福島国際研究教育機構に帰属するものとする。

17. 労使協定方式の対象となる派遣労働者に限定するか否かの別

協定方式対象派遣労働者に限定する。

18. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者に限定する。

19. 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は、労働者派遣契約の期間中または労働者派遣契約期間終了直後に、受け入れていた派遣労働者を直接雇用しようとする場合には、乙に通知する。

20. 出張

甲は、業務遂行上の理由で、派遣労働者を出張させる場合は、原則、事前に出張届

(別添様式)を乙に通知するものとし、緊急やむを得ない場合においては、事後速やかに通知する。ただし、出張届様式につき乙の指定様式がある場合は、当該様式を使用することを妨げない。

なお、出張に関する諸手続きにおいては、労働者派遣契約及び出張届に別段の定めがある場合を除くほか、甲の規程等に準じて派遣元に申請する。

21. その他

不明な点については、会計担当者等に確認のこと。

出張届

※派遣業者〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

労働者派遣契約に基づき下記の者の出張を申請いたします。

なお、出張に関する諸手続きにおいては、労働者派遣契約及びこの出張届に別段の定めがある場合を除くほか、当機構の規程等に準じて処理することといたします。

1. 出張先名 :

2. 出張先所在地 :

3. 出張期間 : 年 月 日

※出張日が複数ある場合は、すべて明記する。

4. 出張目的 :

5. 出張旅費精算の方法 :

※派遣業者〇〇〇〇〇〇〇〇から派遣労働者へ支払う。別途、当該月分の派遣請求とあわせ福島国際研究教育機構へ請求する。(令和〇年〇月分として福島国際研究教育機構へ請求、旅費精算内訳書を添付。)

令和 年 月 日

派遣先名 : 福島国際研究教育機構

派遣先責任者 : 〇〇〇研究ユニット

ユニットリーダー 〇〇 〇〇 印

派遣労働者名 : 〇〇 〇〇 印